

「但馬圏域入退院支援運用ガイドライン」の改定経過

◆平成 28 年 7 月(2016 年 7 月)

医療・介護連携の一環として、平成 26 年度より国のモデル事業として作成に取り組む。医師会との調整、修正を経て、平成 28 年 7 月 1 日より試行を開始
名称「但馬圏域退院支援運用ガイドライン」

◆平成 29 年 8 月(2017 年 8 月改定第 2 版)

平成 29 年 8 月 3 日「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て改定

【主な改定点】

- 1) ガイドラインの対象者から、入院前と退院後の支援に変化のない、「短期入院(3 日程度)の患者」と「公立豊岡病院の救急病棟のみの入院患者」を除くことを明記
- 2) 病院からの「入院時連絡」及びケアマネジャーからの「入院時情報提供書送付」について、「3 日以内」の連絡を、「土日祝日を除く 3 日以内(平日 3 日以内)」に修正
- 3) 転院時の連絡について新たに記載
- 4) 退院先が施設の場合の連絡について新たに記載
- 5) 「死亡退院」の連絡は、義務づけしないことを記載
- 6) ガイドラインの見直し、メンテナンスにかかる説明を一部追加
- 7) 各病院の対応及び、介護保険関係機関一覧の時点修正

◆平成 30 年 7 月(2018 年 7 月改定第 3 版)

平成 30 年 7 月 25 日「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て改定

【主な改訂点】

- 1) ガイドラインの名称変更
「但馬圏域退院支援運用ガイドライン」→「但馬圏域入退院支援運用ガイドライン」
本ガイドラインは、退院時の調整だけでなく、入院早期から退院後までの切れ目のない支援・連携を目的としていることから名称を「退院支援」から「入退院支援」へ変更
- 2) ケアマネジャーから入院時情報提供書の送付について、「家族等から入院を早期に把握した場合も病院からの入院時連絡を待たずに情報提供する」ことを明記
- 3) 連携にかかる診療・介護報酬一覧の変更(報酬改定による)
- 4) 各病院の対応及び、介護保険関係機関一覧の時点修正

◆令和元年 7 月(2018 年 7 月改定第 3 版 部分修正)

令和元年 7 月 25 日「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て部分修正(参考資料の時点修正)

◆令和 2 年 7 月(2020 年 7 月改定第 4 版)

令和 2 年 7 月 30 日「但馬圏域健康福祉推進協議会」の了承を得て改定

【主な改訂点】以下を追記

- 1) 予定入院者について、早期に入院時情報提供を必要とする病院は、入院予定日を担当ケアマネジャーに連絡する。
- 2) 入院予定者の連絡を受けたら、入院時情報提供書を準備し入院当日又は事前(事前の入院時情報提供加算が可能な市町)に病院へ提供する。

◆令和 3 年 8 月(2021 年 8 月改定第 4 版 部分修正)

令和 3 年 8 月 5 日「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て部分修正(病院ごとの対応、参考資料の時点修正)

◆令和4年9月(2022年9月改定第5版)

令和4年9月8日の「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て改定

【主な改定点】

- 1)入院時連絡：短期入院（3日程度）について
（追記）入院中に状態変化があり、病院が必要と判断する場合は対象とする。
- 2)入院時情報提供書の送付
（追記）ケアマネジャーが患者の入院に同行し、病院担当者とやりとりした場合は、病院からの入院時連絡を省略できる。
- 3)死亡退院について:「死亡退院」の場合は、連絡の義務づけはしない。
（追記）ただし、病院がケアマネジャーへ連絡した方がよいと判断した場合は、家族の了解を得て連絡することができる。

◆令和5年9月(2023年9月改定第6版)

令和5年9月7日の「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」にて報告

【主な改定点】

- 1)入院時情報提供書の送付（予定入院の場合）
（一部の文面を変更・削除）入院予定者の連絡を受けたら、入院時情報提供書を準備し入院当日又は事前に病院へ提供する。（事前の入院時情報提供加算が可能な市町）
⇒予定入院者の連絡を受けたら、入院時情報提供書を準備し、入院前または入院当日に病院へ提供する。但し、入院前提供の場合は、患者が予定どおり入院したことを確認すること。
- 2)病院ごとの対応：公立豊岡病院
予定入院の場合の対応について項目を追加
- 3)病院ごとの対応：公立豊岡病院組合立 豊岡病院日高医療センター
（削除）病床の休止により入退院支援を廃止するため、ガイドラインから削除する。

◆令和6年(2024年9月改定第7版)

令和6年12月12日の「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」にて報告。

【主な改定点】

- 1)ガイドラインの対象者について一部見直し。「情報提供を省略できる例」を追記。
 - ・短期入院（3日程度 例：検査入院、白内障手術等クリティカルパス通りの入退院）
 - ・定期的なレスパイト入院（ただし初回を除く）
（状態変化があり病院が必要と判断する時は、上記対象者であっても対象とする）
- 2)入退院支援の流れに「予定入院」を追加。「入院時連絡」及び、「入院時情報提供書の送付」に「入院日前」を含むことを追記。（それに伴う一部文面の変更、削除あり）
- 3)連携にかかる診療報酬・介護報酬一覧の変更（報酬改定による修正）
- 4)各病院の対応及び、介護保険関係機関一覧の時点修正
（情報提供書のメール送付可能な医療機関を記載：公立村岡病院）
- 5)市町ごとの入院時情報提供書の様式について
令和7年度より様式を統一。

◆令和7年(2025年8月改定第8版)

令和7年「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」にて報告予定。

【主な改定点】

- 1) 情報提供書の様式について：
各市町のケアマネジャーは、基本的に「国様式：入院時情報提供書〈在宅版〉」を活用する。

圏域内公立病院＋精神科病院は「看護情報提供用紙」（但馬圏域版）を活用する。（それに伴う本文の修正、掲載様式の更新）

→各様式は、関係者の使いやすさを目指し、引き続き見直しや改善を行う。

2) 各病院の対応及び、介護保険関係機関一覧の時点修正。